



(公財) 国際宗教研究所 宗教情報リサーチセンター

「ラーク便り」 研究ノート

→他の論文・研究ノート・小特集のバックナンバーは[**こちら**](#)をご覧ください。

*印刷してご利用の際は 2 頁目以降を印刷して下さい。

研究ノート

天台宗寺院における性加害報道

丹羽宣子

はじめに

2024 年 1 月 31 日、四国にある天台宗寺院の住職から約 14 年にわたり性暴力を繰り返し受けていたとして、尼僧の叡敦^{えいちゆう}（法名）氏（50 代）が代理人弁護士の佐藤倫子氏と共に東京都内で記者会見を開き、天台宗宗務庁に対し、性加害を行ったとして住職 A（60 代）と、加害行為を知りつつそれを助長したとして大阿闍梨^{だいあじり}の B 大僧正（80 代）の僧籍剥奪を求める懲戒処分を求めたことを明らかにした。この会見は NHK や民放各社のニュース、全国紙などでも大きく報じられ、世間の注目を集めることになった。

性暴力に遭うことを「恥ずかしいもの」と見なす風潮は未だ根強い。さらに被害を公表した人をバッシングしたり、落ち度があったのでは責めたりと、性暴力を不可視化させる様々な圧力があることはよく知られる。しかし叡敦氏は法名と顔を明らかにして会見した理由を、「信仰心を利用されると声を上げるのは難しい。自分の被害を広く伝えることで、信仰と性暴力の問題を一緒に考えてほしい」と話した。叡敦氏による性被害告発の少し前にはお笑い芸人による性加害報道が連日報道され、ジャニーズ事務所創業者による性的虐待事件も白日の下にさらされた。性加害の被害者に沈黙を強いるような社会の風潮、そして、性暴力被害の深刻さが過小に評価されがちであった日本社会にも変化が生じつつあるようにも思われる。

以下本稿では、2025 年 5 月末までの天台宗性加害事件報道を整理したうえで、現代日本社会と宗教界における性暴力問題の現在地を確認していく。

なお、天台宗宗務庁は同年 11 月 11 日に A と B の懲戒審理請求を行うことを発表し、翌 2025 年 3 月 24 日付で A を免職にあたる「^{ひめん}罷免」、B を「該当なし（処分なし）」とする判断が下され、後に確定した。叡敦氏側は両者に僧籍剥奪・除名にあたる「^{ひんせき}擯斥」を求めているが、それは認められなかった。また罷免の理由は、叡敦氏が訴えた性加害ではなく「住職でありながら既婚者である叡敦氏と夫婦同然の同居生活を長年続けていたため」であった。そして 2025 年 5 月 21 日、A は大阪市内で会見を開き、叡敦氏が訴えていた性被害について「事実無根」と否定している。

1. 叡敦氏による性被害の告発

叡敦氏が阿部昌宏天台宗宗務庁総長（当時）宛に送付した懲戒審判申告書（2024 年 1 月 22 日付）では、性加害を行ったとして A 住職と、A による加害行為を手助けしたとして大阿闍梨の B の僧籍剥奪を求めている。1 月 31 日の記者会見で佐藤弁護士は、叡敦氏への性加害を A が認める「念書」の存在を示し、「多数の確実な証拠がある」と話した（月刊住職 2024 年 3 月号）。申告書や陳情書などによると、叡敦氏は 2009 年 10 月 21 日、A から寺に呼び出された際に性行為を強要され、その後も恫喝や暴力などで心理的に監禁された。当時一般人だった叡敦氏は強制的に剃髪させられ、「偽尼僧」として寺への住み込みを強制され、2017 年 10 月 8 日まで繰り返し性暴力を受けたと訴えた。

最初に、叡敦氏による性被害告発の概要を整理したい。以下の記述は、『月刊住職』2024 年 3

月号と、性暴力に関する取材を行っているライターの小川たまか氏による『週刊金曜日』1462号の記述をもとに構成している。

叡敦氏がAの寺に訪れることになった理由に、Aの師僧であるB大僧正の存在がある。Bは比叡山での千日回峰行を行満した者だけに許される「北嶺大行満大阿闍梨」^{ほくれいだいぎょうまんだいあじやり}の称号を持つ、現在6人しかいない最高僧の一人である。Bは叡敦氏の母方のいとこであり、両者は親族関係にある。叡敦氏はお寺の生まれではないが、祖父が天台宗寺院の住職という信仰心の篤い家庭で育った。

叡敦氏は2009年7月に亡くなった母の供養を頼みにBを訪れた際、一番弟子のAを紹介され、寺に参拝するよう指示された。以降、Aからのつきまとい行為が始まることになる。既婚者である叡敦氏は困惑し、恐怖を覚えるもBからは親しくするように促され、「生き仏」として畏敬する大阿闍梨の顔を立てる意味でも無下にはできなかったという。2009年10月の最初の被害は、Bから体調不良として呼び出された際に生じたと申告書には記される。以後、Aによる性暴力が日常的に続くようになる。性行為の最中には、「南無観世音」「オンアロリキャソワカ」などの真言を唱えることを強制され、「坊主に逆らうと地獄に落ちるぞ」との恫喝も繰り返された。

2009年12月、天台宗関係者の仲介でBに助けを求めるも、「Aの話だったら一切聞かない」、「このことが公になったら困るからお前は離婚しろ」などと言われた。翌2010年1月頃からAは叡敦氏を寺に住まわせるようになる。3月にはAは叡敦氏の長い髪を剃刀で剃り上げた。叡敦氏はこのことを「心理的軟禁生活の始まり」と訴える。夫は叡敦氏の信心深さを知っていたので、大阿闍梨の寺で修行していたのだらうと思っていたのだという。

2017年5月、叡敦氏は放送局記者からの性暴力被害を明らかにした伊藤詩織氏の記者会見を目にする。自分が受けているのは性犯罪だとはっきりと自覚し、支援団体に助けを求め、同年10月、寺を脱出。病院で診察を受け、複雑性PTSDとうつ病の診断を受けた。

2018年12月、叡敦氏は警察に告訴する意思を固めた。その前に、なぜ8年間も助けてくれなかったのかと聞こうとBを訪ねた叡敦氏は、Bから「見舞金」として100万円を押し付けられる。あまりのことにBに失望した叡敦氏は、2019年1月に警察に被害届と告訴状を提出した。警察は7月にAの寺を家宅捜査するも、9月、嫌疑不十分で不起訴となる。佐藤弁護士は「(被害から)10年が経過し(当時の「強姦罪」にあった)暴行脅迫要件まで立証するのは難しかったのだらうと思う」と話す⁽¹⁾。

不起訴の結果に「これは仏さまから出された答えなのだ」と絶望した叡敦氏は、不起訴の理由を説いてもらうためにBのもとを訪れる。しかしBはAの寺に戻るよう促すだけであった。そして同年11月、叡敦氏はBを導師に得度する。叡敦氏はAの寺に戻るようになるのだが、その際に冒頭で示した「念書」を携えて、Aに「意志に反しての性行為はいたしません」などと性暴力を振るわないよう誓約させた。性行為の強制こそなかったというが、添い寝の強要などのハラスメント行為は日常的に行われていたという。また通院も禁じられ、PTSDは悪化していった。

2023年1月、統一教会の報道を見た夫らが「(叡敦氏は)洗脳されているのでは」と気付いた。姉夫婦と夫が説得して、叡敦氏を寺から連れ出した。そして2024年1月の訴えに至った。

2. 天台宗の対応

叡敦氏が天台宗宗務庁に提出した証拠資料には、先述したAによる「念書」(令和元(2019)年12月27日付)と、Aの発言が録音されている「音声データ」、叡敦氏がBに渡した被害を訴える手紙のコピーなどがあった。念書は「平成21年10月21日、A寺境内の庫裏にて、貴殿の意

志に反し強制的な性暴力行為を行ってまいりました。(中略)長時間に及ぶ恫喝、暴力を繰り返す行為をした結果、複雑性 PTSD 障害と鬱病を発症させてしまったことを、大変申し訳なく感じています。」と性加害があったことを前提にしたもので、A の直筆による署名、寺院印と住職印の捺印もなされている(月刊住職 2024 年 3 月号)。音声データには A による「お観音さんに代わってエッチするのが坊さんの役目」との発言も記録されている。なお A は 2025 年 5 月 21 日の会見で、音声データは A が叡敦氏と口論になった際のもものと認めつつも、「例え」として話した内容を利用されたとしている⁽²⁾。

(1) 天台宗による調査

2024 年 3 月 4 日、叡敦氏は代理人弁護士の佐藤倫子氏やジャーナリストの藤田庄市氏・鈴木エイト氏と滋賀県大津市内で記者会見を行い、天台宗による聞き取り調査を受けたと明らかにした。聞き取り調査は宗務庁内で約 2 時間行われ、同庁の参務 2 人から事情を聴かれたという。佐藤弁護士は「懲戒にとどまらず、再発防止と原因究明の観点から、第三者委員会設置と公正公平な調査を求める」と述べた(産経 2024/03/05)。記者会見に同席した藤田氏は、叡敦氏の訴えで特徴的な点として、刑事事件で不起訴となった際、それが「仏様から出された答え」であり、「不起訴になった意味を教えてくれるのは大阿闍梨(B)しかいない」と思ってしまったところだと指摘した(週刊金曜日 1464 号)。

天台宗は 3 月 18 日に A への聞き取りを実施した。5 月 7 日には、加害現場とされる香川県内の天台宗寺院に調査員 3 人を派遣した。叡敦氏と代理人弁護士は現地調査への立ち会いを求めたが、認められなかった。文化時報の取材に佐藤弁護士は「現地調査への立ち会いを断られたため、叡敦さんの記憶を基に被害日時や場所、内容などを細かに記した内部の図面を作成し、宗務庁に事前に送付した」と述べた。この資料には庫裡での他の性行為についての告発が記されているというが、佐藤弁護士は報道陣に、調査後の経過報告において図面についての話は調査員から一切なかったと明かした。報道陣からの「図面の内容に齟齬はなかったか」などの質問にも、調査員は応じなかった。

叡敦氏への 2 回目となる聞き取り調査は 6 月 7 日に大津市の天台宗宗務庁で行われ、同日、叡敦氏と佐藤弁護士は京都市内で記者会見を開いた。佐藤弁護士はこれまでに担当者による二次加害があったと指摘し、第三者委員会の設置を求める上申書を阿部宗務総長(当時)宛に提出したことも明らかにした。担当者は「(告発された側は)否定していた」、また「性被害を受けたのであれば配偶者に相談するはずである」などと叡敦氏の訴えを疑う態度を示していたという。しかしよく知られるように、性被害者の多くは被害を受けても誰にも相談できない心理状態になるといわれており、性暴力犯罪は他の犯罪に比べて被害者が通報・届出をしないことが多い(辻村他 2025: 229-230、小林 2016: 52-53)。こうしたことから佐藤弁護士は「調査役の言動は明らかな 2 次加害で、公平公正な調査ができていないとは到底思えない」と強調。叡敦氏の証言を裏付ける録音データや念書も追加提出し、上申書を通じて第三者委員会など外部の専門家による調査を強く求めた。会見で叡敦氏は、PTSD とうつ病を患いながら、男性に具体的な性被害の詳細を話すことは非常に辛いと吐露。「天台宗にちゃんと調査してもらえと思っていたが、聞き取りを受けるたびに加害者側に偏った調査だと感じる。(調査役と話した後は)体調が悪化している」と話した(京都 2024/06/08、読売・香川 2024/06/11)。

3 回目となる叡敦氏への聞き取り調査は 7 月 11 日に岡山県内で行われる予定であったが、叡敦

氏の PTSD が悪化し、ドクターストップがかかった。叡敦氏の主治医による診断書には「天台宗の聴き取り調査の質問が二次被害になっており、今後の調査を安全に実施するためには性暴力被害に精通している女性の心理療法家の同席が必要」、そして調査時間は「長くとも 2 時間が限度」とであると示された。天台宗は叡敦氏側が求めている第三者委員会の設置は規程にないとして行わなかったが、同氏の病状が回復するまで聴取を中断すること、また今後は調査役の研修と専門家を同席させることを決定した。10 月 10 日、叡敦氏は会見で 3 度目の聞き取り調査を受けたことを明らかにした。心理療法に詳しい女性の専門家の立ち会いもあったという。同席した佐藤弁護士によると、対面での聞き取りはこれが最後だと説明を受けたという（愛媛 2024/10/11）。

(2) 大僧正らの懲戒審理請求へ

天台宗宗務庁は 11 月 11 日、阿部昌宏宗務総長（当時）名で「調査の結果、本宗の懲戒規程第 11 条による懲戒審理が相当と判断し、本日付で被被告人二名を（天台宗）審理局に審理請求を行いました」と発表し、A 住職と B 大僧正を実名とともに告知した（中外 2024/11/13 ほか）。一部のメディアは、以降 A と B を実名で報じている。審理請求は「天台宗の教義に異説を立てて信仰を感信した」、「本分を忘れ非違の行為をした」といった重大事案を対象としており、僧籍剥奪・除名にあたる「擯斥」や住職を解任する「罷免」といった厳しい処分があり得る。叡敦氏は取材に対し、「やっとスタートラインに立てた」と話した（四国・高松 2024/11/12）。

加害を訴えられた A のみならず、直接的な加害者ではない B も対象とすることは「異例の判断」として、関係者からは驚きの声があがった。京都新聞の取材によると、大僧正の B は千日回峰行を行満した大阿闍梨で「生き仏」として称えられる存在であり、審理請求には至らないという見立てが多かったという。こうした判断に「天台宗が世間の感覚と離れていないと感じることができて、少し安心した。これで檀家さんや信者さんにも説明できる」と歓迎した同宗僧侶の声も紹介される（京都 2024/11/12）。

なお、2024 年 10 月 15 ～ 17 日の第 157 回通常宗議会で、当時の阿部内局は懲戒規程を改定し、これにより僧籍剥奪となった僧侶は宗門に復帰できなくなった。総務部課長は時代の趨勢を考慮した結果であり、今回の懲戒審理請求とは無関係と話すも、ある宗議会議員は「今回の懲戒審理請求を視野に入れての決定と受け止めた議員が多い」と指摘する。また別の教区所長も宗規改正も懲戒審理請求も支持すると話すなど、天台宗関係者から評価する声があがっていたと報じられる（文化 2024/11/19）。阿部宗務総長は任期満了で退任し、11 月 17 日からは細野舜海氏が同宗の新たな宗務総長に就任した。

審理局の懲戒審判会は 2025 年 1 月 24 日午後 1 時より、天台宗宗務庁で始まった。叡敦氏側は公開で行うことを申し立てたが、実現しなかった。審理は 2025 年 1 月 24 日、2 月 27 日、3 月 24 日の 3 回にわたって非公開で行われた。

(3) 天台宗審理局、加害住職に「罷免」処分、大僧正は懲戒なし

審理局は 3 月 27 日、代理人の佐藤倫子弁護士に、直接加害を行ったと訴えられた A を「罷免」、加害を助長したと訴えられた B は懲戒に「該当しない」とする審理決定を出したと通知した。叡敦氏が求めていた処分は、最も重い「擯斥」（僧籍剥奪・除名）であり、A が受けた罷免は現在住持している寺院の住職を解任されるというという内容である。A は現在の寺の住職ではなくなるが、処分決定後も僧侶として寺に居続けることが可能であり、別の寺の住職に就任することもできる。佐藤弁護士は、叡敦氏への事情聴取は行われず、また審判会の傍聴も認められなかったことを明ら

かにし、「公平性を期するために審理の公開を再三要求してきたが、審理局は応じなかった。重大な懲戒事犯の対象が今後も天台宗僧侶としてあり続ける処分内容は、到底承服できない」として 3 月 28 日、宗務総長に対して不服申立てを求める書面を送った。

叡敦氏と佐藤弁護士は 4 月 4 日、都内で会見を開き、「事実認定の詳細も明らかになっていない」と指摘。「処分が軽すぎる」として再審と、宗派内部の審判ではなく第三者委員会の設置による審判のやり直しを訴えた。月刊住職の記事では、天台宗は「審判会は一般の法廷とは異なり、天台宗の宗規に即しているかどうかを判断する会のため、今回の事案は非公開」として認めなかったとの分析が示される。そしてこれは「宗規に則った運用であり、天台宗としてもこれ以上のことはできなかったことは想像に難くない」、しかし「宗内解決をはかった天台宗を批判する論調の報道が目立つこともまた、事実である」と記される (月刊住職 2025 年 5 月号)。

4 月半ばが不服申立てと再審請求の期限であったが、宗規上、それを行えるのは被申立人 (懲戒処分当事者) と申立人の宗務総長のみである。叡敦氏は細野宗務総長に「不当な処分を撤回するため、力を貸してほしい」と要望する手紙を送ったことも会見で明らかにした。インターネット上では、前年 10 月に設立された任意団体「宗教者からの性暴力被害者を支援する会」による「性暴力加害僧侶への処分が軽すぎる。天台宗宗務総長は不服申立てをしてください」と題する署名活動が 4 月 2 日から始まった。再審請求期限の直前と見られていた 11 日、同会は再審理を求める 3 万 1,705 通の署名を天台宗宗務庁に提出した。署名のうち 50 通には意見も書かれており、中には天台宗僧侶を名乗る人もいたという。

4 月 16 日、天台宗は審理局の決定に不服申立てがなかったとして再審請求は行わず、これにより審理局の審判結果は確定したと発表した。決定は 4 月 15 日付。細野宗務総長は報道各社に「お知らせ 叡敦氏からの懲戒審理申告について」と題した文書を送付。審理局の決定について「不当性を肯定する証左は乏しく、再審を請求することは困難と判断した」と説明した。その上で「このたびの事案が世間に伝わり、天台宗のみならず宗教者の名誉と信用が著しく損なわれたことは、誠に遺憾」とした。

懲戒処分確定を受け、叡敦氏と佐藤弁護士は 18 日、都内で会見を行った。A に住職罷免の処分が下された理由は、叡敦氏が訴えた性加害ではなく、「住職でありながら既婚者である叡敦氏と夫婦同然の同居生活を長年続けていたため」、そして「性加害は確認できなかった」と叡敦氏の申告を退ける結論となっていたことが報告された。佐藤弁護士は会見で、審判書が開示されず、一般紙の報道で決定理由を知ったとも明かしている。また佐藤弁護士は、A と B がどのような弁明をしていたかも知られず、叡敦氏側は一度も話を聞かれないまま申立内容を完全否定するかたちで裁判決定が出されたと強く批判。叡敦氏と A の関係を「単なる重婚的内縁関係だった」と「性暴力を男女の不倫関係に貶めて矮小化した」と厳しく非難した。叡敦氏も「天台宗として“逆に迷惑をかけられた”と私の存在を否定するようなコメントを出した」、そして「仏教界で被害に遭っている多くの方々の助けを求める声をさらに奪うように絶望させた天台宗に対し、とても大きな悲しみと怒りを感じている」と述べた。佐藤弁護士も、宗務総長名の文書にあった「このたびの事案が世間に伝わり、天台宗のみならず宗教者の名誉と信用が著しく損なわれた」について、「申し立てをしたことを批判していると受け取れる」「まさに二次加害行為」であると強く非難した。

(4) 元住職による会見

なお、住職を罷免された A は 5 月 21 日、弁護士とともに大阪市内で会見を開き、懲戒事由に

ついて「性暴力があったとは確認できなかった」が「約10年にわたり（結婚してる）相手方と夫婦同然の生活を続けたことは僧侶としての本分を忘れた行為」という審判決定書の内容を明らかにした。Aは会見で叡敦氏側の訴えについて「事実無根」と否定し、金銭面でも叡敦氏を支援する関係だったと話した。性加害の認定がなされなかったことについて「正しく判断してもらった」としたうえで「罷免の処分は重く受け止める」とした。双方の主張がまったく異なるため、名誉毀損などの提訴の意向の有無を報道陣から問われたAの代理人弁護士は、「僧侶は人を助けるのが役目であり考えていないと（元住職は）言っているが、相手が提訴してきたら検討する余地はある」と話した。

3. 性被害告発者への対応をめぐる諸問題

ここまで、叡敦氏による性被害の告発から、天台宗審理局による処分決定までを整理した。審理局による判断は「性暴力があったとは確認できなかった」であり、Aも5月の会見で「正しく判断していただいた」と述べている。両者の言い分は異なっているが、その真偽を本稿で論じることはできない。しかし、性加害問題を考えるうえで、ある意味で典型的ともいえる課題がいくつも現れていた。以下では、本事例から性被害告発者への対応と、性暴力に関する社会課題について確認したい。

（1）「暴力」をどう捉えるべきか

加藤秀一は、暴力という現象を考えるにあたって最も基本的なこととして、「暴力という概念を意味あるものとして理解するためには、〈被害者〉の視点をとらなければならない」（加藤 2017: 136）と強調する。よくある誤解として、誰かが被害を訴えれば、たとえ訴えられた側が何もしていなくても犯罪者にされてしまうという意見がある。しかし加藤は、これは「暴力という概念（定義）と、その概念に対応する出来事が実際に起きたか否かという事実認定（証拠）という相異なる問題を混同している」（ibid: 137）と指摘する。性暴力に限らず、「暴力行為があったかどうかを調べる」ためには、その前提として「暴力」という概念が成り立っていなければならない、「〈被害者〉がそれを不当だと感じたか否かということこそは、「暴力」概念における必須の要素」（ibid: 138）なのである。もし〈加害者〉の視点を取るのであれば、そもそも暴力という現象はこの世に存在しない。虐待の末に子どもを殺した親は、暴力ではなく「しつけだった」と弁明することがあるが、それはこのことを端的に示す例であろう。「暴力という現象が存在するということを前提として認めるのであれば、それを〈被害者〉の視点から意味づけなければならない」（ibid: 136-137）。

本事例の場合、天台宗は叡敦氏の告発後、3度の聞き取り調査を行い、その後、懲戒審理請求が妥当と判断した。しかし、2025年1月24日から3回にわたって開かれた審理局による懲戒審判会では、叡敦氏には一度も事情聴取が行われていないにもかかわらず、被申立人は弁明書や証拠書類を提出していたことがAによる会見で明らかになっている。すなわち本件において、性暴力について、加害者として告発された側の視点から審判され、「確認できなかった」と判断された可能性がある。ただし、審理請求は、当時の阿部宗務総長が懲戒規程第11条の「信仰を惑乱した者」「本分を忘れ非違の行為をした者」に該当する可能性があるとして判断したものであり、僧侶としての本分が問われ、性加害の有無が直接的に問われたものではない。しかしながら、被害を訴えた側への視点は十分だったとはいえないだろう。

（2）性暴力における「二次加害」

次に「二次加害」について確認する。二次加害とは、直接的な加害（一次的な加害）に遭った後に周囲の反応などによってさらに傷つけられたりする状態を指す。性暴力被害後にも被害者をさらに追いつめる二次加害は、被害者がさらなる精神的苦痛（二次被害）を味わうことにつながり、回復を妨げる危険性がある。

一連の流れで「二次加害」が指摘されているのは、聞き取り調査時の調査役の発言と、宗務総長名で出されたコメントであった。

叡敦氏は2024年6月8日に行われた2回目の聞き取り調査後にPTSDとうつ病が悪化したと明かし、7月に予定されていた3回目の調査は「聞き取り調査の質問が二次被害」になっているとして、ドクターストップがかかった。『月刊住職』2024年12月号に掲載されていた佐藤倫子弁護士の言葉を引用しよう。「調査役の一人は現地調査後の会談のなかで、“これだけは言っておく”と前置きして、“こんなことがあったら普通、夫に相談するはずだ”とか、“関係者に聞いたら『そんな事件起きてないですよ』って笑って答えた”などと、あたかも叡敦さんが嘘をついているかのような持論を叡敦さんにぶつけて、それで二次被害ともいえるべき事態が起こってしまったのです」（月刊住職2024年12月号:17）。また四国新聞の記事によると、調査役は住職Aと知人関係にあり、「（告発された側は）否定していた」（四国・高松2024/06/08）との発言もあった。

性加害については、「検挙される数」と「実際の被害件数」に大きな開きがあることと、被害者が「泣き寝入り」をせざるを得ない状況があることがジェンダーと人権、そして性暴力に関するテキストには必ずといっていいほど言及がなされている。例えば、警視庁「令和5年度の犯罪」（犯罪統計2023年度版）と、内閣府が3年ごとに行う「男女間の性暴力に関する調査」（2024年3月報告書公表）の比較では、検挙数と、内閣府調査から推測される年間の被害件数には70倍近い開きがみられる。この理由として、被害者が警察に届け出をせず潜在化し、暗数となっていることが指摘される（辻村ほか2025:229-230）。性被害者は二次被害を予期し、恐れるため、事件を告発することを諦める人が多く、周囲に相談しない（できない）といわれるが（加藤2018:156-157）、こうした傾向があることは近年の性加害報道で広く報じられていることでもあり、一般社会に広く認知されているものといえよう。性暴力に関する基礎知識を欠いた発言である。

また2025年4月16日に報道各社に送付された天台宗宗務総長名による文書には「このたびの事案が世間に伝わり、天台宗のみならず宗教者の名誉と信用が著しく損なわれたことは、誠に遺憾に存じます」とあった。これについても佐藤弁護士は二次加害であるとして強く批判している（文化2025/04/29ほか）。天台宗審理局は「処分に該当しない」とし、宗務総長も本件は「決定の不当性を肯定する証左は乏しい」として再審請求をしないと判断した。その判断の是非を本稿で論じることはできないが、しかしこのコメントの書かれ方では、天台宗や宗教界の「名誉と信用」を告発者が傷つけたかのように読めてしまう。佐藤弁護士もこのコメントについて、「申し立てたことを批判していると受け取れる」「被害者が声を上げることを非難」、「被害者をトラブルメーカーのように扱い、事実を捻じ曲げる二次加害行為」と強く批判した。佐藤弁護士が強調するように、こうしたコメントは、性被害者にさらなる沈黙を強いる圧力になりうる。被害を周囲に打ち明けたり相談したりすることは、より一層困難になる。性加害の被害を訴える人を萎縮させるコメントであり、問題のある表現であるといわざるを得ない。

この他にも叡敦氏は、2024年6月の会見時に、他宗の尼僧を名乗る人物から「迷惑だから訴え

を取り下げろ」「寺を与えてもらって収めろ」などの嫌がらせの電話を複数回受けたことも明かしている。同年4月にも直接面会した尼僧から「ますます宗教離れが進むから、今すぐ訴えを取り下げなさい。世界中の尼僧に迷惑だ。どこか空いている寺をもらって、早く和解しなさい」と一方的に非難された。これもまさしく二次加害である。

（3）告発者の孤立を防ぐために

叡敦氏による性加害告発は一般ニュースで大きく報じられたものの、各仏教宗派や全日本仏教会などの団体や関係者の多くは、本件にはほぼ言及していない。一方で、早い段階から連帯を示すメッセージを発していた宗教者もいた。その一人が、天台宗の僧侶で落語家の露の団姫氏である。

同氏は2024年1月31日夜に、以下の文章をX(旧ツイッター)に投稿している。「性被害はどのような職種、年齢、人間関係でも『ありえない』ことではありません。だからこそ、まずは『あり得るかもしれない』こととして、被害を訴えておられる方のお話をしっかりと伺い、真摯に対応する必要があります。また、性被害は深刻な人権侵害であるため、身内だからかばうとか信じるとかいう問題ではありません。まずは真相の究明です」⁽³⁾。この日は叡敦氏による一回目の会見が行われた日であった。この投稿の意図を、同氏は京都新聞の取材に答えている。「叡敦さんが顔を出して会見した理由を信者さんへの誠意だと語っていて、その姿勢に胸を打たれた」。そして自身も悩み相談で性被害の相談も少なくないと明かし、叡敦氏の告発した性加害の事実関係は分からないながらも「同じ宗派内で起きたこと。これまで天台宗や僧侶という存在を信頼して被害を打ち明けてくれた人に不誠実だと考えた」と話した。また、宗教界全体として性やジェンダーについて学ぶ機会を設けるべきだと提言した（京都2024/03/06）。

「真宗大谷派における女性差別を考えるおんなたちの会」は、2025年1月に発行した会報「にゅーす」において、叡敦氏に「一日でも早く平穏な日常がもどることを願っていますし、そのためにできることを私もしていきたい」と連帯の意を表明。「皆さま、どうか（天台宗の審判会に）ご注目ください」と呼びかけた。同会は叡敦氏の告発当初から、紙面を通じて連帯・応援の意思を示している。

前掲の2024年10月に設立した「宗教者からの性暴力被害者を支援する会」は、4月2日より10日間の緊急署名として天台宗宗務庁に再審を求めるウェブ署名を行い、3万を超える署名を天台宗宗務庁に11日に提出した。

しかし一連の報道を改めて確認してみても、仏教界全体として「静観」の雰囲気が強かったのは明らかである。特に天台宗関係者にとっては所属する組織を揺るがす事件であり、発言が難しかったことは想像に難くない。それゆえに、連帯を示すメッセージを示していた関係者には強い勇気と決意が必要だったのではないか。性被害の告発者だけでなく、連帯を示した人も孤立させないような機運を醸成させることが大切であろう。

（4）宗教界における #MeToo 運動の広がり

仏教タイムス2024年10月17日号には、相談活動をしている僧侶の言葉として「ジャニーズの問題が明らかになってから性被害の相談割合が高くなり、叡敦さんの問題が報じられてから宗教教団内の性被害の相談が増えてきた。多くの人が『性被害を言ってもいいんだ』と気付いた」とのコメントが掲載され、「いろんな宗教・宗派の方で作る“宗教性被害相談センター”のような窓口が必要ではないか」と構想が示された。

そして実際に、2024年10月11日、本門仏立宗の尼僧X氏が会見を開き、同宗の住職がX

氏へのわいせつ行為により逮捕され、同年9月3日の千葉地方裁判所で行われた初公判で住職が全面的に起訴事実を認めたことを公表した。X氏は叡敦氏の報道を見て勇気づけられ、「身内や宗門からの反対もあり声に出すことは悪なのかと悩んだが、私の訴えが苦しい思いを抱える人に少しでも力になれば」と会見に臨んだことを明らかにした。12月11日の判決で、元住職には懲役2年、執行猶予4年の有罪判決が言い渡された。

大阪大学の牟田和恵名誉教授（社会学・ジェンダー研究）は、こうした動きを「#MeToo運動⁽⁴⁾」の再燃と言えると指摘する。叡敦氏も、ジャーナリストの伊藤詩織氏の性被害公表が被害を自覚するきっかけだったと話す。自衛隊内での性暴力を告発した五ノ井里奈氏の姿に背中を押されたと話すのは、東京都の看護師・田中時枝氏である。田中氏は、カトリック神言修道会（名古屋市）に所属する神父から4年半にわたって性暴力を受けたとして、2023年11月末に同修道会に損害賠償を求めて提訴している。

ただし、牟田氏が指摘するように、SNSの普及により、性被害の告発者にかつてないほどの誹謗中傷が届く深刻なリスクがあり、二次加害は生じやすくなった。そのため同氏は「実名や顔を出すことが、第一の選択になってはならない」として、「被害者の声をきちんと受け止める社会であれば、実名や顔を出す必要もなくなるのではないかと、社会の側の変化を求める。

（5）構造的問題

『ジェンダー事典』（ジェンダー事典編集委員会編、2024年）には、「聖職者の性暴力」の項があり、ここには聖職者からの性暴力問題を扱う際に使用される「性的虐待（Sexual Abuse）」についての説明がある。英語の“Abuse”には、「本来の正しい道から逸脱して権力を乱用、悪用する、力を悪用して傷付ける」という意味があり、「聖職者に与えられた権威、宗教指導者としての権力や有利な立場を悪用して、相手に肉体的・心理的な傷を負わせる性的暴行を加えるところに重大な問題点があるので、『性的虐待』という言葉がよく用いられる」（ジェンダー事典編集委員会編 2024：562）とされる。

この“Abuse”の語を用いて、宗教的職能者として優越的地位にある者が弟子や一般信者に対して行う虐待を「スピリチュアル・アブュース（霊的虐待・信仰虐待）」と定義し、その構造的問題を厳しく批判するのが宗教ジャーナリストの藤田庄市氏である。同氏は仏教タイムスの連載「まいんど」で、「彼女の篤い信仰を奇貨として、虐待、精神操作を本人にほとんど気付かせずに信仰内容を改変し、重度のPTSD（心的外傷後ストレス障害）にまで陥らせた内実」を詳述していく。藤田氏は叡敦氏が作成した陳述書、記者会見、そして叡敦氏自身へのインタビューに基づき、儀礼や仏教用語によって「虐待を宗教行為と『納得』させるレトリック」を示していく。

また構造的問題のひとつとして、近年のフェミニズム研究や性加害報道で注目されるようになった「ヒムパシー（himpathy）」についても言及したい。これは彼（him）と共感（sympathy）を組み合わせたもので、ケイト・マン（フェミニズム哲学）が性暴力をめぐる言説を考えるために提唱した造語であり、「性暴力の加害者男性にときに示される過剰なまでの同情」（マン 2018=2019: 262）がその具体的形式とされる。著名人が問題を起こしたときに「そんなふうには見えない」「才能ある人の未来を奪うのか」などと同情が向けられることがその典型である。被害を受けた側の存在を軽視し、むしろ被害者側が責められたり誹謗中傷を受けたりする。男性芸能人の性加害報道において、男性側に同情や応援の声があがり、第三者委員会の発表を虚偽として「#〇〇〇〇を守りたい」といったハッシュタグが一部に広がったことがあった。加えて、告発者側を「売名行為」などとして貶め

るコメントがなされることは珍しいことではない。これは典型的なヒムパシーの例である。

叡敦氏をめぐる一連の報道にもヒムパシーが現れていた。大僧正のBについて「悪いうわさは聞かない」といった声があがっていたことは、まさにこれに該当する。

マンの著書『ひれふせ、女たち—ミソジニーの論理』では、「自ら名乗り出て、彼の犯罪にたいする証言を行った被害者にかんしては、あの女は一体何を狙っているのかといった疑問が頻繁に呈される。…さらには、法秩序を維持することに貢献しているどころか、執念深い人物で、犯人から何かを奪い取ろうとしているとさえ言われかねない」(マン 2018=2019: 268)とヒムパシーの問題が指摘される。性被害を告発した側が逆に、男性を苦しめる悪しき存在かのような主張がなされることは、告発者のさらなる精神的苦痛につながり、回復を妨げる障壁となる。しかし性暴力においては、しばしばこうした言説がなされてきた。本事案についてはどうだったのだろうか。他宗の尼僧を名乗る人物から叡敦氏が「ますます宗教離れが進むから、訴えを取り下げなさい」と非難されたことや、前掲の宗務総長名で出されたコメントは、まさにマンの指摘する「ヒムパシーの問題」ではないだろうか。

(6) 報道にみられた特徴

本稿を閉じるにあたり、本件をめぐる報道においてみられた傾向についても述べておきたい。叡敦氏による2024年1月31日の会見は注目を集め、NHKをはじめとするニュース番組でも大きく取り上げられた。一般紙でもこの問題は継続的に報じられていた。特に京都新聞は、性被害者とPTSDの特集記事(2024/09/30)、懲戒審理請求が判断された際の天台宗関係者のコメント(2024/11/12)など、精力的な取材と解説記事を出し続けていた。

宗教専門紙はどうだろうか。初期から積極的に、そしてクリティカルに報じていたのは「仏教タイムス」である。初報は2024年2月8日の3面と4面であった。3面の記事は叡敦氏と佐藤弁護士の1回目の記者会見の写真が添えられており、4面でも「異説立て信仰混乱 祈祷と詐欺は紙一重」と「徹底的な事実究明が求められる」とする解説記事を掲載している。特筆すべきは藤田庄市氏による同紙の連載「まいんど」だろう。藤田氏による「まいんど」では、2024年4月18日号、2024年5月2日号、2024年6月6日号、2024年7月4日号で「天台宗女性僧侶性暴力事件」がそれぞれ(上)、(中)、(3)、(4)として掲載された。(3)とされた2024年6月6日号には、「【編集部より】」として「当初、このシリーズは上・中・下の3回の予定でした。しかし、藤田氏による新たな取材や問題の深刻さから続編が必要となったため、回数表記に変えました」と文末に記されている。仏教タイムス編集部の強い問題意識がうかがえる。

「文化時報」は初報が2024年3月12日と遅れたが、1回目の聞き取り調査後に開かれた叡敦氏の記者会見の様子を写真入りで1面で報じ、7面では記者会見の詳細を2/3ほどの紙面を使って大きく伝えている。宗教専門紙において1面で本件が掲載されたのは、これが初である。5月17日の紙面では、同月7日に行われた加害現場とされる香川県寺院で現地取材を行い、叡敦氏が作成した寺院内部の図面などの詳細を伝えている。また同記事内には、Aへの直接取材に基づく一問一答も掲載されている。AとBは一貫して取材に応じない姿勢を示していたなかで、貴重な直接取材に基づく記事だといえる。審理局による処分が下された際の記事(2024年4月4日号)では、在任中に懲戒審理請求を決断した阿部前宗務総長に取材するなど、現地取材や関係者への直接取材に基づく記事が多くみられたのも同紙の特徴であった。

「中外日報」の初報は最も早く、2024年2月2日の紙面であった。ただ記事は2面の下部にあり、扱いは決して大きいとはいえない。その後も記事は続くが、同紙は他紙に比べて発行回数が多い

ものの、比べるとやや量は劣る。2024年11月11日に懲戒審理請求が行われたことを報じる記事は1面に大きく掲載され、その後は他紙との報道量に違いはあまり見られない。

なお、中外日報は2025年5月23日の1面で、同月21日に開かれたAによる記者会見の記事を掲載している。この記事は会見のわずか2日後に報じているので、「速報」という扱いになるだろう。とはいえ、性加害問題を考えるにあたっては、報道姿勢に問題はなかっただろうか。

この記事にはA側の主張が掲載されており、叡敦氏と代理人の佐藤弁護士からのコメントはない。Aの会見は仏教タイムスの2025年5月29日号でも取り上げられているが、同紙ではAの主張だけでなく「今会見の内容は、叡敦氏のほぼ全ての主張と真っ向から食い違う」と指摘し、叡敦氏のコメント「事実と異なる点が多く、大変憤りを感じる。信仰虐待の点が抜け落ち、単なる男女の問題とされたことは耐えがたい」も併記している。文化時報も2025年5月30日号で、同月23日に同社の取材に応じた佐藤弁護士のコメントを併記する記事を掲載している。

異なる意見が示された場合、両者の主張を掲載するのがメディアに求められる姿勢だろう。AとBは叡敦氏による性加害の告発後、報道各社の取材に「答えられない」「不在である」と一貫して拒否してきた。数少ない例外は、文化時報（2024/05/17）掲載のAと記者との一問一答である。そのためほとんどの報道は叡敦氏側の主張がメインになることになった。

2025年5月のAによる記者会見を伝える中外日報の記事は、一方の主張のみが掲載されるものであった。特に性加害というデリケートな問題については、加害者側の発言のみを取り上げることは問題があるといわざるを得ない。

おわりに — 問われる「人権意識」

宗教専門紙における扱い方について言及したのは、宗教界における人権問題への取り組みが現れうと考えるからである。宗教界は一般社会に対し、弱者への寄り添いの姿勢を示し、平等のメッセージを発することが多い。今回の事案は、宗教界内部で生じたとされる性加害の告発であり、告発者されたのは聖職者だった。教団というヒエラルキー内で、弱い立場にある人物からの訴えであった。宗教界内部で起こった本事案については慎重にならざるをえなかったのかもしれない。しかし、宗教界はメディアも含めて「人権意識」が問われていたと、筆者は考える。外部に向けて発する弱者への寄り添いは、内部にも向けられるべきではないだろうか。

2025年3月16日に宗務総長名で出された文書（「このたびの事案が世間に伝わり、天台宗のみならず宗教者の名誉と信用が著しく損なわれたことは、誠に遺憾に存じます」）について、3紙がそれぞれ二次加害・二次被害であると訴える叡敦氏と佐藤弁護士の言葉を引用したことは、昨今の性加害に対する知識の広まりと、人権意識に則った報道姿勢だったと評価できる。しかし、いずれより広範に、「前代未聞」と報じられた本件について、宗教界と宗教メディアの姿勢は検証されなければならないだろう。

一般的に、地位の優越のある組織内では、性暴力は発生しやすく、被害は秘匿されやすいといわれる。叡敦氏による告発の前には、芸能界や演劇界などでの性加害が明らかになり、連日大きく報じられていた。こうした訴えにどう対応するかが、社会から問われている。天台宗性加害告発に端を発した問題は、宗教界の「人権意識」を問う事案であった。

注

- (1) これには当時の刑法の規定およびその立証要件が大きく関係している。叡敦氏が被害を訴えたのは2009年の被害のため、2017年に改正された「強制性交等罪」ではなく、旧法の「強姦罪」に基づいて判断された。旧法の「強姦罪」では被害者が抵抗できないほどの暴行や脅迫があったと証明されない限り成立しないとされている（旧刑法第177条）。佐藤弁護士が「暴行脅迫要件まで立証するのは難しかったのだろう」とコメントしたのはこうした背景がある。2017年の刑法改正で「強姦罪」は「強制性交等罪」へと変更され、この改正によって「暴行・脅迫」がなくとも、地位関係や心理的支配による拮抗不可能状態があれば「強制性交等罪」は成立する可能性が広がった。しかし本件は2017年の刑法改正以前の事案であり、行為時法主義（刑法第6条）によって、犯罪行為がなされた時点で有効だった法律が適用される。なお2023年刑法改正により、「強制性交等罪」は「不同意性交罪」となった。これにより、性的合意に同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難にさせたと認められれば犯罪が成立することになった（ジェンダー事典編纂委員会編 2024:398-399）。具体的な行為・事由に「地位による影響力」を憂慮した場合も含まれる。
- (2) 関西テレビ「尼僧訴えた性暴力『認定せず』も『不適切な関係』で『住職罷免』された男性僧侶『認識と違う』と訴えを否定」https://news.goo.ne.jp/Article/ktv_news/region/ktv_news-19566.html（2025年5月27日閲覧）。
- (3) <https://x.com/2yu0/status/1752673008823763153>
- (4) 2017年頃から世界的に広がった、セクハラや性犯罪被害の体験を告白・共有する運動。

【引用文献】

- 加藤秀一，2017,『はじめてのジェンダー論』有斐閣．
- 小林史明，2016,「ジェンダーと法律」西岡正子編,『未来をひらく男女共同参画—ジェンダーの視点から』ミネルヴァ書房，49-73．
- ジェンダー事典編集委員会編，2024,『ジェンダー事典』丸善．
- 辻村みよ子・糠塚康江・高佐智美・谷田川智恵，2025,『概説 ジェンダーと人権〔第2版〕』信山社．
- Manne, Kate, 2018, *Down Girl: The Logic of Misogyny*, Oxford University Press. (小川芳範訳, 2019,『ひれふせ、女たち—ミソジニーの論理』慶應義塾大学出版会．